

ボランティア・サポーター規約

第1条（目的）

本規約は、ゆうばり国際ファンタスティック映画祭サポーターズクラブのボランティア・サポーター（以下「本サポーター」といいます。）に関する事項を定めるものです。

第2条（適用）

本サポーターに対しては、ゆうばり国際ファンタスティック映画祭サポーターズクラブ規約（以下「本クラブ規約」といいます。）の他、本規約が適用されます。

第3条（種別）

本サポーターの種別は以下のとおりです。

- (1) ウェルカム・サポーター
- (2) エスコート・サポーター

第4条（活動内容）

1. ウェルカム・サポーターは、主に一般市民によるボランティア活動であり、市民団体とともにゆうばり国際ファンタスティック映画祭運営を行う。市民活動に寄与でき、タレントから世界に発信される活力の一助となり、次の活動に携わる。
 - (1) 炊出し隊
 - (2) 歓迎隊
 - (3) 送迎隊
 - (4) 交通整理
 - (5) 会場設営及び撤去
 - (6) 飲食店サポート
 - (7) 除雪及び清掃
 - (8) その他、映画祭の運営に必要な活動
2. エスコート・サポーターは、主に学生によるボランティア活動であり、映画祭運営スタッフとともにゆうばり国際ファンタスティック映画祭運営を行う。プロスタッフ指導のもと多種多様な活動を行い、自身の成長の場として当事業をサポートし、次の活動に携わる。
 - (1) イベント MC
 - (2) ゲストサポート
 - (3) 会場整理
 - (4) ファンタプレス取材原稿作成及び発信
 - (5) 事務局アシスタント
 - (6) 現場アシスタント
 - (7) 広報アシスタント
 - (8) その他、映画祭の運営に必要な活動

第5条（組織体制）

- 1 本映画祭事務局は、本サポーターの活動を統括します。
- 2 本サポーターは、映画祭事務局より一任を受けた個人また法人・団体の指示のもと、各自協力して活動に従事することとします。

第6条（報告義務）

本サポーターは、本映画祭事務局に対し、活動内容の進捗状況を求めに応じて都度報告するものとし、特に、活動についてトラブルや事故が発生した場合には速やかに報告するものとし、

第7条（秘密保持）

本サポーターは、本活動において知り得た情報を、当法人の許可なく使用・公開することはできません。

第8条（インセンティブ及び費用等）

1. 本ボランティアのインセンティブは以下のとおりです。
 - (1) 映画上映前のクレジットに名前を表記します。
 - (2) 映画祭公式カタログに名前を記載されます。
 - (3) 映画祭公式カタログを進呈します。
 - (4) さよならビュッフェに参加できます。
2. 本サポーターの活動は無償によるものとし、報酬を請求することはできません。但し、エスコート・サポーターの一部には必要に応じて、宿泊場所、食事等が無償で提供される場合があります。

第9条（責任）

1. 当法人は、本サポーターが活動における事故等を補償するため、ボランティア保険（ボランティア傷害保険、ボランティア賠償責任保険）に加入します。
2. 当法人は、本サポーターが本活動における事故等によって損害を負った場合、又は、第三者に損害を与えた場合、前項のボランティア保険の補償額の範囲で責任を持ちます。
3. 本サポーターが、本規約及び法令の定めに違反して当法人に損害を及ぼした場合、当該損害について、当該ボランティアは賠償する責任を負います。

附則

本規約は、2015年12月7日から施行します。